

平成29年度 第7回中区協議会

会議資料

【協議事項】

ア 中区協議会団体推薦委員の公的団体等の選定について

【報告事項】

ア 中区協議会委員会による防潮堤の視察について

イ 中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について

平成29年12月26日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区協議会団体推薦委員の公的団体等の選定について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	
対象の区協議会	中区協議会
内 容	平成29年11月27日(月)、12月26日(火)に開催した 中区協議会推薦会にて、団体推薦を依頼する公的団体等につ いて協議するもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	—

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(1) 協議事項 ア 中区協議会団体推薦委員の公的団体等の選考について

団体推薦・直接指名委員 割り振り表 (案)

(敬称略 ○数字は委員の期数)

団体名	分野	人数	
		現在	新委員
中区自治会連合会	自治会 (1団体)	4人 (神井②、高橋②、大塚①、寺田①)	4人
国際ソロプチミスト浜松	女性 (1団体)	1人 (畑②)	1人
市人権擁護委員連絡協議会	福祉 (5団体)	1人 (鈴木仁①)	1人
中区民生委員児童委員協議会		1人 (杉山①)	1人
NPO法人 浜松市身体障害者福祉協議会		1人 (篠原②)	1人
中区保護司会		1人 (大石①)	1人
NPO法人 浜松子育てネットワークぴっぴ		1人 (鈴木里枝子②)	1人
(一社) 浜松市医師会	医療 (1団体)	1人 (山岡①)	1人
浜松市消防団中区支団	防災 (1団体)	1人 (藤田①)	1人
(一社) 浜松商店界連盟	商工 (1団体)	1人 (河合②)	1人
浜松市PTA連絡協議会	教育 (2団体)	1人 (内山①)	1人
浜松市青少年育成指導員会議		1人 (大渡①)	1人
【新規】NPO法人 浜松男女協働参画推進協会	その他 (2団体)	1人	1人
【新規】浜松市消費者団体連絡会		1人	1人
団体推薦委員 計	14団体	17人	17人
直接指名委員 計	—	1人 (吉田②)	1人

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区協議会委員会による防潮堤視察について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	平成29年12月21日(木)防潮堤の視察について報告するもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



防潮堤資料室にて危機管理課職員より説明を受ける。



静岡文化芸術大学生が製作した模型。



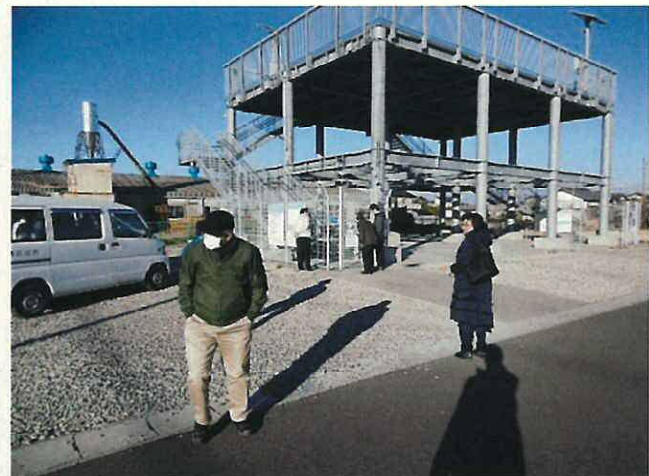
防潮堤五島工区にて(西方向)。



防潮堤五島工区にて(東方向)。



今後、斜面へ植栽をする予定。



津波避難タワー(三新町)。



津波避難タワー屋上。



津波避難タワー 下方から撮影。

浜松市沿岸域防潮堤整備

三者基本合意(平成24年6月11日)



三者基本合意のポイント

一条工務店グループは、県に対し浜松市沿岸域の防潮堤整備の費用として300億円を寄付

県はできるだけ早い時期に着工し、完成させる。工事対象区間は浜名湖入り口東岸から天竜川西岸までの約17.5km

県は馬込川河口部に必要な津波対策を迅速に行う

浜松市は防潮堤整備に必要な土砂を確保する。県と連携・協力し、理解促進のための住民・各種団体への説明を行う

オール浜松で防潮堤整備を促進 新たな施工技術への挑戦



海岸防災林の伐採



防潮堤の築造



築堤完成

浜松市沿岸域の防潮堤整備の考え方

本県特有の課題

【津波に対する課題】

- ① 津波の到達時間が短い
- ② 多くの人口、資産を抱える低平地では**広範囲に甚大な浸水被害**が想定される

地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「**静岡モデル**」の整備を推進

【遠州灘沿岸の地域特性】

- ・天竜川由来の**広い砂丘と海岸防災林**が海岸線沿いに存在している
- ・篤志家および浜松商工会議所からの寄付金
- ・標高の低い沖積平野の低平地に**人口・資産・主要な交通が集中**している



浜松市では、**寄付金により海岸防災林を嵩上げ、他の地域に先駆けたレベル1津波高を上回る防潮堤の整備**を推進

防潮堤により津波被害を「減災」します

- ・飛砂や塩害の助長、施工中の騒音・ホコリの発生などによる背後地の人家への影響を考慮し、**海側の海岸防災林をかさ上げする構造としました。**
- ・現地に調和した防潮堤の建設を目指すため「**土堤+CSG**」構造を採用しました。

第4次地震被害想定における想定津波高



全体事業計画



【横断イメージ】

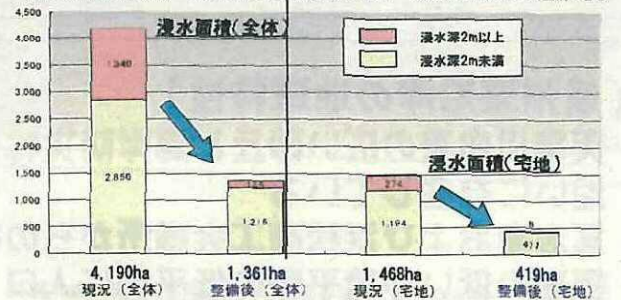


宅地浸水面積は約7割低減、宅地浸水深2m以上の範囲を97%低減します。

※第4次地震被害想定での浸水区域(レベル2)



減災効果の比較(浜松市、浸水面積:ha) ※防潮堤整備後は、L1整備もきむ



【全体】	浸水深区分毎の浸水域の増減 (ha)			
	浸水深	整備前	整備後	増減
【全体】	2m以上	1,340	145	-1,195
	2m未満	2,850	1,216	-1,634
	合計	4,190	1,361	-2,829
【宅地】	2m以上	274	8	-266
	2m未満	1,194	411	-783
	合計	1,468	419	-1,049

築堤が完成した防潮堤（篠原1・2・3・4・五島1工区）



工事の進捗状況（舞阪1・2・篠原6・中田島1工区）



浜松市沿岸域防潮堤整備事業の進捗状況

H29.7現在



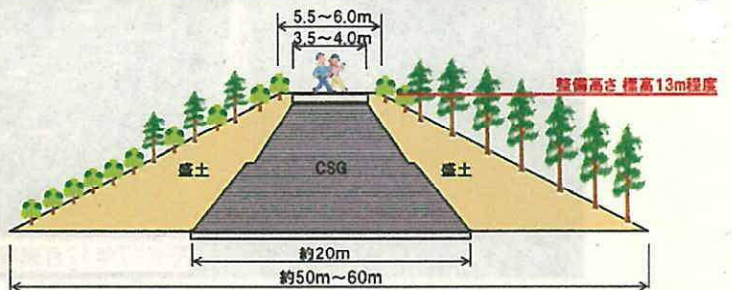
- 標高13.0mの築堤の完成延長は、L=6.4km (約3.5割) (H29.3.31現在)
- 本年度末には、さらにL=3.3km、合計L=9.7kmが完成する予定です。
- すでに工事に着手した延長は、L=14.9km (約8.5割) (H29.3.31現在)

【CSG (Cemented Sand and Gravel) 工法】

- ・地震、津波に対して安定した構造
- ・覆土により海岸防災林の再生が可能

先進事例「浜松モデル」
として全国に発信

完成目標：平成32年3月



築堤が完成した防潮堤



新たな施工技術への挑戦

防潮堤整備の技術の確立・現地に調和した防潮堤の建設

沿岸域の海岸防災林内の防潮堤整備に適用性が高い「土堤+CSG」

※CSGは良質な土砂にセメントを加え固めたものです。

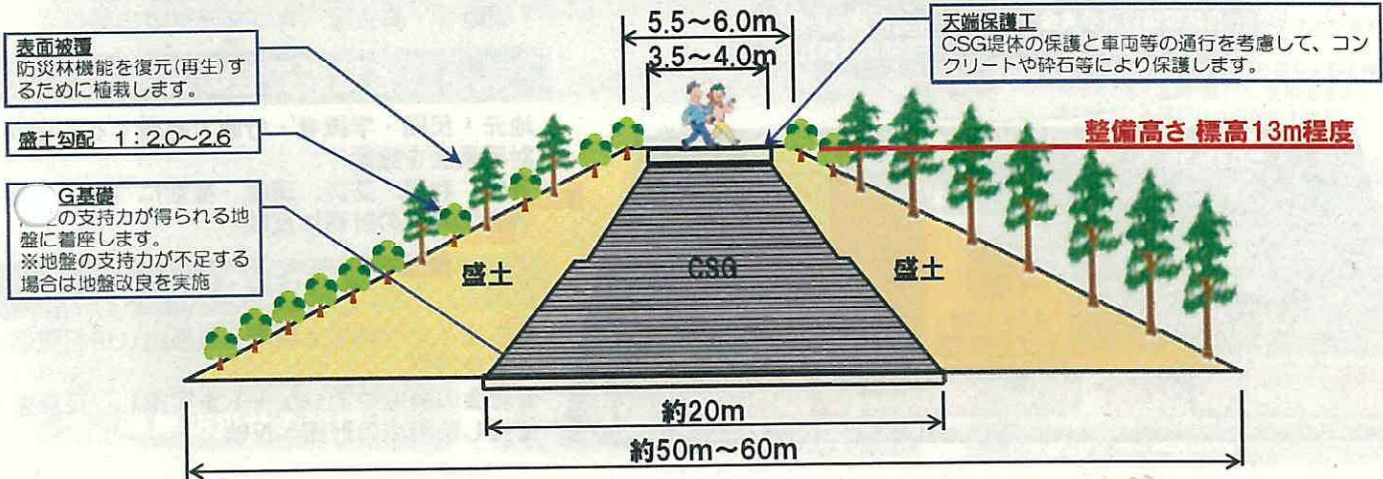
【CSG (Cemented Sand and Gravel) 工法】

- ・地震、津波に対して安定した構造
- ・覆土により海岸防災林の再生が可能

- ・汎用建設機械での施工が可能

先進事例「浜松モデル」
として全国に発信

地元企業の積極的活用



施工状況



築堤完成

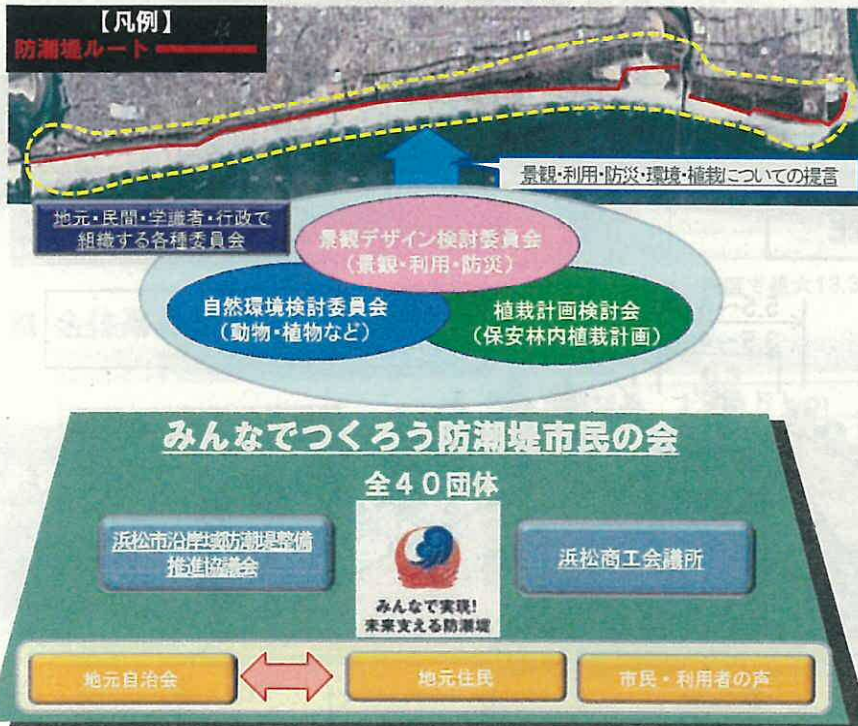
築堤の完成後の堤防上幅は4.1~6.0m



「オール浜松」で防潮堤の整備を促進

社会的影響の大きい大規模な事業であり、浜松市域全体の合意形成を図りながら進めていきます。

事業への市民参加の関係図



防潮堤整備推進協議会

地元の15連合自治会長で組織し、設計段階から地元自治会が参画
地元住民への情報提供及び要望・提案・意見の取りまとめを担う

浜松商工会議所との連携

浜松商工会議所の取組み
・「会員1社1日100円寄付」運動の実施
・横断幕・募金箱・ロゴマーク等の制作

各種委員会の設置

地元・民間・学識者・行政で組織する各種検討委員会を設置
景観、利用、防災、環境、植栽について意見を防潮堤の計画に反映

積極的広報及び事業PRの充実

各広報・広聴媒体を駆使し積極的な情報発信と記者提供
公聴会の開催やアンケートを実施し、民意を把握し防潮堤の計画へ反映

景観デザイン検討委員会 (景観・利用・防災)

防潮堤完成後の利活用等を検討しています。

【市民の「安心・安全」のための防潮堤】

- 【市民の「憩いの場」としての防潮堤】
- 遊歩道・駐車場・展望台の設置
 - 海岸・砂丘へのエントリー通路の確保(斜路・階段等)
 - 海岸・砂丘の保全
- 【雄大な遠州灘の景観に配慮した防潮堤】
- 景観に適した松を中心とした植栽と維持



植栽計画検討会 (保安林内植栽計画)

樹種を選定及び植栽計画を策定しました。

【植栽パターン例】



自然環境検討委員会 (動物・植物など)

自然環境に大きな影響が及ばないように、環境保全対策を検討しています。



アマガハ (浜松市HPより)



カブラハンミヨウ

《環境対策への取り組み》

防潮堤整備事業では、工事による自然環境への影響を低減するだけでなく、地域の皆様にご参加いただき、中田島砂丘等での外来植物の除草作業などの環境対策にも取り組んでいます。
ご興味をお持ちの方は、ぜひ右記の問い合わせ先までご連絡下さい。



防潮堤に関する最新情報をお届けします!! (メールマガジン)

工事の進捗状況、各種イベント、皆様からいただいた声など、防潮堤に関する最新の情報を、いち早くメールでお届けしています。
登録は簡単! 空のメールをお送りいただくだけです。
登録メールアドレス: hamabou@d.blayn.jp



こちらでも可能

静岡県浜松土木事務所

問い合わせ先: 沿岸整備課 (TEL: 053-458-7289)

ホームページアドレス: <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-890/bouchoutei/>

平成30年度 中区地域力向上事業
『市民提案による住みよい地域づくり助成事業』提案募集要項

「地域力向上事業」とは？

「地域力向上事業」とは、区民の参加と協働により、区の特性を活かした事業や区の課題を解決する事業を実施することで、住みよい地域社会の実現を目指すものです。地域力向上事業は、次の3つの区分で構成されます。

＜① 市民提案による住みよい地域づくり助成事業＞

団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業

＜② 区民活動・文化振興事業＞

地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

＜③ 区課題解決事業＞

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

＜①「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」＞のうち、下記の「中区の地域課題」の解決につながる提案を募集します。

中区の将来像

「都市の顔 薫る文化の 中区」

中区は、都市の顔として、本市の発展をけん引する中心的役割を担うとともに、自然と調和の取れた魅力とにぎわいのある都市空間を形成し、歴史や文化の薫りを感じるまちを目指します。

中区の地域課題

①にぎわいと文化を育むまちづくり

- ・ 都市のイメージの向上及び都市の活性化と賑わいづくり
- ・ 貴重な自然や建造物と都市空間と調和による文化が薫る魅力的な空間の整備
- ・ 地域に根ざした文化や生涯学習・スポーツの振興等、創造的文化芸術活動の促進 など

②共生のところで優しさあふれるまちづくり

- ・ 共生・共助でつくる豊かな福祉社会の実現
- ・ 子どもの健やかな成長と安全で安心して子育てができる環境づくり
- ・ だれもが健康でいきいきと生活できる環境づくり など

③安心して快適に暮らせるまちづくり

- ・ 安全・安心な暮らしを確保するための防災・防犯対策への取り組み
- ・ 都市部における高齢者世帯の増加に伴う地域コミュニティの再構築
- ・ 快適な都市空間の形成 など

1 応募資格

3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他のグループで、申請時点で市税の未納がない団体。ただし、次のいずれかに該当する団体を除きます。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

2 対象事業

次のいずれかに該当する公益性のある事業で、平成30年度に中区内で実施するもの

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善・生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

3 対象外事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 浜松市の他の補助金（例：みんなのはままつ創造プロジェクト）等の支援を受ける事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- (6) 過去に不採択とされた事業
- (7) 過去に3回採択した事業（3回目までは対象になります）
- (8) 中区以外の区にも提案する事業

4 補助率・補助限度額など

●補助率：補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）

※補助金額は、事業採択後に補助対象経費を精査したうえで決定します（事業費のすべてが補助の対象となるとは限りません）。

※過去に採択された事業が、再度又は再々度採択された場合は補助率が下がります（再度40%以内、再々度25%以内）。

●補助対象経費：別表（P4）のとおり

●補助限度額：上限200万円

●交付時期：事業の完了後、実績報告書が提出され、交付金額が確定した後に交付します。

5 事業ヒアリング

- ・提案いただいた事業について、ヒアリングを行います（平成30年2月中旬の予定です）。日時は、募集の締め切り後に調整させていただきます。
- ・ヒアリングでは、提案者から事業の概要について説明をいただくとともに、中区行政推進会議（※1）のメンバー及び中区協議会（※2）委員から質疑をします。（1団体15分程度）
 - ※1：中区長、副区長、区調整官及び中区役所各課長による会議
 - ※2：地方自治法及び市条例に基づき各区に設置される附属機関（各種団体の代表者等）

6 事業の決定

- ・提案いただいた事業は、中区協議会の意見を踏まえ、中区行政推進会議で独自性、公益性、必要性、効果などの観点から審査をして、採択・不採択を決定します。
- ・採択・不採択は、平成30年3月上旬に郵送により通知する予定です。
- ・採択となった場合は、改めて補助金申請の手続き（予算書等の作成、提出）が必要です。

【過去の主な不採択理由】

- ・商業性が高く、補助金によらず実施できる可能性が高いため。
- ・企業の社会貢献的な意味合いが強く、公益性が低いため。
- ・団体の発表会的な意味合いが強く、多数の一般参加が見込めないため。
- ・有料の習い事との差別化が困難なため。
- ・市がすでに実施している事業と内容が類似しているため。

7 応募方法

次の提出書類を中区役所区振興課に直接提出（郵送、FAX 及びEメール不可）してください。

●提出書類（浜松市ホームページ>中区>地域力向上事業 から Ms-Word 版をダウンロード可）

- ・事業提案書（第1号様式）
- ・収支予算書（第2号様式）
- ・団体の概要書（第3号様式）
- ・市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- ・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者のみ）

●募集期間

平成29年12月14日（木）～平成30年2月2日（金）【必着】

●提出先

中区役所区振興課（浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階）

※午前8時30分から午後5時15分まで受け付けします（土日・祝日、12月29日から1月3日までを除く）。

●問い合わせ

- ・電話番号：053-457-2210（中区役所区振興課直通）
- ・Eメール：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

8 事業の評価

事業の完了後、事業の実績について評価し、その結果を浜松市ホームページで公表します。

＜別表 補助対象経費＞

経費区分	内容
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体構成員以外の出演者等（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）に対する謝礼等で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額 ・ 団体構成員への支払いは対象外
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。 ・ 団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を上限とする。 ・ 団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費 (交通費・宿泊費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費については、領収書を徴収することが困難な場合は、実費負担分を補助対象とする。 ・ 団体メンバー以外の出演者等との連絡調整のための交通費及び出演者等の交通費及び宿泊費を対象とする。（※ただし、宿泊費は、宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。） ・ 視察に関する旅費は対象外 ・ 宿泊費は1名1泊10,200円を上限とする。（食事代は対象外とする。）
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品、燃料費、電気料、ガス代、水道代、印刷製本費、修繕費 ・ 食料費は、事業実施に必要と認められるもののみ補助対象とする。（ウォーキングイベントで参加者の熱中症対策に配付する水など。）主催者側（ボランティア含む）の食料は補助対象外
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話料、郵便料、クリーニング代、広告料、手数料、保険料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 ・ 原則3者以上から見積を徴収することとする。（3者以上の見積徴収が不可能な場合は、その理由等をあらかじめ（補助金交付決定後、委託契約締結前に書面で提出。（様式任意））報告すること。）
使用料及び賃貸料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料、リース料等
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人、団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。

※ すべて事業の実施に直接係る経費とする。

※ 領収書を徴収できないものは補助対象外とする。
(旅費についてのみ、領収書を徴収できない場合は実費負担分を補助対象とする。)

※ 報償費及び賃金については、補助対象経費の50%を超えないものとする。
ただし、市長が特に必要と求める場合はこの限りではない。

第1号様式（第6条関係）

事業提案書

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称 ㊟

代表者氏名 ㊟

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

事業名	
実施時期	平成 年 月 日（ ） ～ 平成 年 月 日（ ）
実施場所	
概算事業費	円
参加予定人数	団体スタッフ 名、参加者 名
事業の目的	*何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	*内容がわかる詳細資料を別途添付
事業効果	*その事業に取り組むことによって、区民がどのような効果を受けるか。
備考	

裏面に続く

第2号様式 (第6条関係)

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金		地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
計		

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名				
事務所の所在地	〒			
	(専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他)			
	電 話		F A X	
	ホームページ			
代表者氏名				
担当者連絡先	氏 名			
	電 話			
	F A X			
	Eメール			
設立年月日				
会員数				
団体の目的				
主な活動内容				

第4号様式（第6条関係）

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) ○区振興課

補助金交付申請者

住 所(又は所在地)

氏 名(又は法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印↑)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市地域力向上事業実施要綱第6条第1項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金：浜松市地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業